

徳島県告示第六百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和三年十月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 指定自立支援医療機関の開設者 |                   | 指定自立支援医療を行う病院又は診療所 |                   | 担当する                                     | 指定           |
|----------------|-------------------|--------------------|-------------------|--|--------------|
| 名称             | 所在地               | 名称                 | 所在地               | 医療の種類                                    | 年月日          |
| 社会医療法人川島会      | 徳島市北佐古一番町六番一<br>号 | 川島病院               | 徳島市北佐古一番町六番一<br>号 | 育成医療（腎臓に関する医療）<br>更生医療（腎臓に関する医療）         | 令和三年八月<br>一日 |
| 同              | 同                 | 同                  | 同                 | 育成医療（腎臓に関する医療）                           | 同            |
| 同              | 同                 | 同                  | 同                 | 育成医療（心臓脈管外科に関する医療）<br>更生医療（心臓脈管外科に関する医療） | 同            |
| 同              | 同                 | 同                  | 同                 | 育成医療（腎臓に関する医療）                           | 同            |

更生医療（腎臓に  
関する医療）